

長かった夏の暑さもようやく落ち着き過ごしやすい季節になりました。しかし、猛暑の影響は季節外れの桜の開花をはじめ原因のわからない不調に悩まされる人が多いなどいろいろなところに表れているようです。皆様は大丈夫でしょうか？それでは今月も張り切ってお伝えします。

### 《労災事故の報告について》

新型コロナウイルス感染症が5類に分類され、いろいろと動き出してきてから労災事故の件数が多くなってきました。今月は、労災事故が発生してからの諸手続きや注意事項についてお伝えします。労災保険が適用される災害は ①業務災害と②通勤災害があります。業務災害は仕事における災害、通勤災害は通勤途中(往復)に起こった災害をいいます。どちらにせよ、そのような災害に遭った場合はまず上長や担当者に連絡することを徹底させましょう。次に受診が必要な場合は、必ず業務災害または通勤災害であることを病院に告げ保険証を使用しないように伝えてください。(自己判断で保険証を使用すると後々返金など手続きが煩雑になります)労災の場合は所定の用紙を病院に提出することによって治療費がかからないので、この書類作成に関しては当事務所にご連絡ください。所定の用紙に事故状況を記載していただきます。さらにその災害により休業を余儀なくされ賃金の支払いが行われなかった場合休業4日目から休業補償給付で賃金の補填があります。休業補償給付は療養のため労働することができないことを診療担当者に証明してもらうのですが、意外と記入漏れが多い箇所があるので以下に記載します。

- ① 療養の期間      〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで    〇日間 診療実日数〇日  
\* 〇日間の日にちの数え間違い  
\* 診療実日数を暦日数で記入している
- ② 療養の現況      治癒・死亡・転医・中止・継続中  
\* いずれにも〇がついていない
- ③ 証明日            \* 療養の期間より前の日付けが証明日になっている
- ④ 病院又は診療所の所在地 名称 診療担当者氏名  
\* 担当者氏名が抜けている

受け取った時点でご本人が確認すればその場で訂正が可能な場合があります。本人が確認を怠ったとしても会社で確認をして記入漏れなどがわかればすぐに本人へ戻すことができるので必ず確認をお願いいたします。

休業補償給付を受ける場合は傷病部位、傷病名、休業見込みなどを記載した死傷病報告書の提出が求められます。まれに休業見込みをはるかに過ぎてもなかなか仕事に復帰できない場合があります。会社から病院に問い合わせても個人情報の壁で教えてもらえないと思うので、1か

月に1回は本人から現況を詳細に聞くようにしましょう。休業補償給付は1年6か月受けられます。しかし、その休業期間中も会社は社会保険料を負担することになり、文字通り負担に感じると思いますが、休業補償給付を受けている期間とその後30日間は解雇制限がかかるので注意して下さい。通勤災害の場合解雇制限はありませんが、通常解雇のように解雇理由は就業規則等に即したものが求められます。1年6か月の時点で治っていない場合は労働基準監督署の職権で傷病補償年金の支給が決定され、治っている場合(症状固定)は障害補償給付を請求することになります。経験上1年6か月、休業補償給付を受けると事例はほぼありません。傷病名から判断してあまりにも長い休業の場合は労働基準監督署が直接医療機関で聞き取りなどをして不支給決定をする場合もあるそうです。これから年末にかけて多忙になると労災事故が増えますのでくれぐれも注意してください。

《保険料変更・最低賃金改定お忘れありませんか？》

定時決定による新保険料の変更はおこなったでしょうか？以前の等級のままになっていませんか？9月分(10月納付)から変更になっています。また最低賃金も改定されました。併せてご確認ください。

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

今月も最後までお読みいただきありがとうございました

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

《お問合せ先》

原 労 務 管 理 事 務 所  
社会保険労務士 原 智子  
東京都江戸川区西篠崎2-7-32  
TEL:03-3679-6713  
E-mail [satori-h@zpost.plala.or.jp](mailto:satori-h@zpost.plala.or.jp)